



この政令は、平成十五年一月一日から施行する。ただし、第五条から第十条までの規定は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年七月二三日政令第二四二号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下「法」という。）の施行の日（平成十六年八月一日）から施行する。

（金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条 旧認定経営基盤強化計画（法附則第三条第一項に規定する旧認定経営基盤強化計画をいう。次条において同じ。）については、第二条の規定による改正前の金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法施行令（次条において「旧組織再編成促進特別措置法施行令」という。）第十五条の規定は、なおその効力を有する。

第四条 旧組織再編成促進特別措置法第十八条第一項に規定する協定に係る協定銀行（同項に規定する協定銀行をいう。）の業務（旧認定経営基盤強化計画又は法附則第三条第三項に規定する旧決定に係るものに限る。）及び当該業務に係る預金保険機構の業務については、旧組織再編成促進特別措置法施行令第四条から第七条までの規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成一六年九月八日政令第二六六号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の一部の施行の日（平成十六年十月一日）から施行する。

附 則（平成一六年一月二五日政令第三六三号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年四月一九日政令第一七四号）

この政令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。